

朝霞市議会議員 利根川仁志様

議会改革についての考え方と改革すべき項目と理由

朝霞市議会議員 黒川滋

I. 問題意識

2011年12月4日に実施された朝霞市議会議員の投票率、投票者数ともに大幅な低下したことについて、候補者の1人である私は、市民の地域の政治に対する無関心を変えられなかったと受け止め、自らの当選の喜び以上に大きな衝撃を受けました。

もちろん2010年参院選以降のねじれ国会以降の国政の混乱等で政治や「議員」という存在に不信感が高まっていることもあるとは思いますが。その上で、市議会議員として自らのフィールドの範囲で省みると、やはり市民にとって市議会との距離感が大きいのではないかと感じました。私は新人候補だったので言われたのだと思いますが、立候補を決意した後から有権者や支援者に「市議会で何が変わるのか」、「市議会議員って必要なのか」という問いかけを、何度も何度もいただきました。投票率と投票者数の低下には、こうした言葉に見られるような、市民の市議会に対する無力感があること、ときには議会不要論が底流に流れていることなどが考えられます。

私は、市役所に市議会があるということの意味をもう一度考えなおし、市民の期待を受けとめ、理解を求めるために、議会改革が急務であると考えます。新人議員として入ったばかりの朝霞市議会で、今回、議長やその他同僚議員が、議会改革に向けて歩みを始めていただいたことは、大いに励まされています。ぜひこの改革を、実りが多く、市民に納得性の高い市議会にしていくための取り組みとしたいと思っています。

II. 改革の視点

私として取り組んでいただきたいことについては後述しますが、その前に何が目的で改革しなければならないか、以下に挙げます。

(1) 市民と議会の関係強化

市議会と市民との関係を捉え直す改革を行う。

市民が必要とする議会の情報について、説明責任を果たす。

行政の市民参加によって市民と直結した行政に対抗し、市民の意見表明の場とする。

(2) 議会の仕事の見直し

議員どうしの議論の活性化と行政との関係の見直し

議論の組み立ての見直しと開会日数の見直し

議決のあり方についての見直し

(3) 議会の基盤整備

会派のあり方・積極的評価を軸に

議会事務局の役割

議員活動に対する支援

Ⅲ. 具体的な改革の項目

1. 市議会の議論のあり方

(1) 一般質問、議案質疑での一問一答方式の導入・質問回数制限の撤廃

【理由】市民にとってわかりやすく議論の活性化のために必要です。また、質問回数制限は、執行部側の答弁逃げ切りを認める余地があります。現在でもしばしば同一答弁を繰り返していることも見られます。

以下導入する場合の条件です。

導入する場合、1回目の質問を一括質問として、2回目の質問から一問一答方式にすることも、全てを一問一答方式にすることも考えられるが、私はどちらでも構わないと考えています。

質問時間については、定められた議事日程の中でできるだけ多くの議員による議論を実現していくためには、今までどおり一定の上限が必要です。

上限時間のカウントについては、現状どおり質問時間のみ（いわゆる「片道」）を堅持すべきです。

また一般質問の具体的な制限時間について、質問時間のみで25分×3回と同等の片道75分は維持すべきだと考えます。この時間は、現状、他市より評価されている項目はこの質問時間数の長さです。

【改革の方法】会議規則の改正

【関連条文】朝霞市市議会会議規則第56条（質疑の回数）…3回までと制限

同第57条（質問時間の制限）…議長が定める→申し合わせに規定

（うち一般質問について）

申し合わせ事項（昭和59年3月3日）「会議規則第57条の規定による発言については、1回の発言時間を25分以内と定める」

同（昭和59年6月8日）「質問時間については、3回（3回目は要望）とも、1回につき25分以内の計75分とする旨確認する」

同（平成元年8月28日）「平成元年12月定例会より一般質問については、3回目もができることす。」

同（平成2年1月30日）「一般質問の発言時間については、従来どおり3回とも一般質問の発言時間については、従来どおり3回とも一般質問の発言時間については、従来どおり3回とも25分以内とすることを再確認する。」

同（平成3年2月27日）「一般質問の2回目以降の発言時間については、従来どおりとする。」

(2) 議員どうしの討論時間を確保する

【理由】議会としての自律性や、執行部への質問大会的な運営から、議員どうしで話し合っただけで結論を見いだすことの役割を増やしたいと思います。

現在、市議会の議論の大半は議決時の賛成・反対討論以外は、議員どうしで議論をする時間はなく、もっぱら執行部に対する質問を通じて議論が展開されています。議会は本来、議案について考え方の違う立場どうしで議論をし、合意形成を行う場という考え方を前提にすれば、議員どうしの討論時間がほとんどないということは不思議なことです。

さらに発展させて、議員どうしで市政全般に対する自由討論を行う時間も設けていくことも考えていくべきではないでしょうか。

【改革の方法】運営方法の改正、場合によっては市議会会議規則の改正

【関連する条文】

(3) 一般質問の通告締切日程の繰り下げ(一番望ましいのは委員会質疑終了後)

【理由】質問通告の存在は、あくまでも答弁が混乱しないための執行部の便宜のためにあるもので、地方自治法等の義務的要請ではありません。しかし朝霞市議会はその運用が厳格で、日程、記述内容、執行部が受領した後の運用など、それはあまりにも執行部側に有利な条件になっています。

特に一般質問の通告については定例会議の開会日前に通告させ、その通告がなければ質問が制限させられる運用はまことに問題ではないかと思えます。公式の制度として位置づけているなら、閉会中に提出させるのは問題があるのではないかとも思っており、早くても開会日以降の通告締切とすべきです。また議案質疑、委員会質疑・討論を踏まえてのものとする方が望ましいように考えます。

【関連項目】朝霞市市議会会議規則第 51 条（発言の通告及び順序）

申し合わせ（平成 20 年 12 月 17 日）「一般質問通告書の提出期限については、締切時間を定例会招集日 3 前正午とする。一般質問通告書の提出期限については、締切時間を定例会招集日 3 前正午とする。ファックスまたはメールにより通告をする場合、締切時間を定例会招集日 3 前の午前 11 時とし、受信確認及び修文をするための電話連絡をするものとする。」

(4) 議案提出時期の繰り上げ

【理由】執行部から提出された議案について内容検討する時間を確保するために、緊急なものや特別な事情のあるものを除き、執行部の議案提出時期について早めるべきです。通常、開会日の 2 週間前ぐらいが妥当ではないかと思えます。

【影響事項】申し合わせ（昭和 59 年 3 月 3 日）「議案の配布については、定例会 5 日前とする。」
同（平成 12 年 6 月 21 日）「臨時会の議案配布は、原則 5 日前とする。」

(5) 審議日数の拡大 議案質疑の日数と委員会質疑の日数

【理由】議員どうしの討論、十分な議案審議など取り組むとしたら、現在の開会日数は少ないのではないかと思います。すべての定例会でとは思いませんが、予算案を審議する 3 月議会など、審議事項多い定例会についてはあらかじめ議案審議日数を多めに確保すべきではないかと思えます。

(6) 市長施政方針演説と代表質問の導入と土日開催

【理由】現在行われている総括質疑（議案質疑）について、施政に対する総括質問的性格と、議案質疑の役割を分離した方がよいと思えます。総括質疑といっても、細かい内容の議案についてはどうしても質問内容が細かくならざるを得ず、議案質疑と定義せざるを得ないと思えます。一方で市政全体に関する事項については、議案説明と質疑ではなく、市長による方針として演説を受け、質疑・討論を行い、市長の施政方針の運用にフィードバックしていくことが必要だと思います。

そのため、市政の総括的視点については、市長の施政方針演説と、総括的な質問を行い、各議案への質疑と分離することを提案します。

施政方針演説については、毎年第 1 回定例会で行う年 1 回程度に加え、市長選、市議選の直近の後の市議会で行う程度の頻度でよいのではないかと思います。

また施政方針演説とそれに対応する質問については、市民が市政に関心を持っていただく視点、そして質問内容も概略的なものに限られることから、土日開催をすべきです。

【影響事項】市議会会議規則（新設?）

(7) 議決案件の拡大、とくに諸計画の議案化

【理由】市政の重要案件や、複数年の行政運営を縛るような諸計画が、市議会の議論も経ずに執行部側が決定していることについて、民主主義、議会が民意を反映していると定義づけている今の体制のなかでゆゆしき問題だと考えます。また市民からの市議会に対する不信感もそうしたところにあります。議決案件について、法定議決事項に加え、その他重要案件なども追加すべきだと考えます。また執行部側の作成する各種計画について、複数年にわたるものについては、市議会で議決を要するものとして取り扱うべきものと考えます。

【影響事項】議決事項に関する新規条例または朝霞市会議規則の新設条項

地方自治法第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
 - 二 予算を定めること。
 - 三 決算を認定すること。
 - 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
 - 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
 - 七 不動産を信託すること。
 - 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
 - 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
 - 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
 - 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
 - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項 に規定する処分又は同条第三項 に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項 において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項 において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
 - 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
 - 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
 - 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項
- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(8) 参考人の積極的活用

【理由】議案審査にあたって委員会を中心に市民や学識経験者の参考意見を求める機会を設けるべきと考えます。議員は全知全能の存在ではなく、問題意識の設定、討論、合意形成のプロとしての役割があり、専門性の高い議案については、影響する市民や関連分野の専門家を招致し、意見を伺ってから判断することも必要と考えます。

【改革の方法】運営の見直し、参考人日当支給のための予算の確保

(9) 委員会報告の簡素化

【理由】議会最終日の委員会報告が冗長で、その必要性に対して、報告が長く、細かく、効果が薄く、委員長個人への負荷が集中していることから、委員会報告について簡素化すべきで、本会議採決に資する内容であるべきです。そのため、各議案に対する討論内容と委員会採決の結果の報告を基本情報とし、委員会質疑については議案に対する重大な問題点が明らかになった部分に留めるべきです。

委員会については議員傍聴を特別扱いしており、委員会報告を詳細に行わない弊害は、少ないと考えます。

最終的な採決の判断材料にならないとする意見が出てくる可能性があるので、委員長報告に対して重大な報告もれがある場合について、委員会所属委員から補足意見の発言権を認めるなど、運用の改善の余地はあると思います。

また委員会の議論の経過を詳細にふまえないということであれば、現在実質的には委員会質疑終了後数日で作成されている、委員会議事録未定稿の迅速な公開を行えば解決される問題です。

【改革の方法】議運申し合わせで委員長報告の要件、委員会議事録の議員に対する公開期限を明確化する

【関連事項】朝霞市議会会議規則第 39 条、第 41 条

【関連条文】申し合わせ（平成 5 年 3 月 31 日）「委員長報告に対する当該委員会に所属している委員が本会議において質疑をすることについて禁止するものではないが、良識をもって対応する必要がある。その良識もいろいろ人によって違うが、それでもなおかつ問題が生じたときは、議長の議事整理権を持って整理し、議員はそれに従うものとする」

会派代表者会議申し合わせ（平成 2 年 1 月 30 日）「委員長報告における討論の報告について、賛成・反対の討論があった旨の報告にとどめ、討論内容については報告しない。討論については質疑を行わないこと」

(10) 請願における提出者の提案理由説明の実施

【理由】請願審査については議案同様の重みがあり、提案者の説明する権利を保障し、現在は提案者が請求した場合となっている説明の機会について、提案者が拒否しない限り提案理由を説明していただくことを原則とすべきだと考えます。

【改革の方法】運用の変更

(11) 議案修正の手続きの明確化

【理由】議会の改革を進める中で、必ず課題として出てくるのが、アウトプットの問題、すなわち議員提出の条例案の作成と、執行部提出議案の議会修正です。

(12) 議員提出議案の提案必要議員数の削減

【理由】議員削減が進み、議員提出議案の必要議員数は 2 人とすべきです。

(13) 市長報告に対しての質問の運用

市長報告に対しての質問が必要な場合、本会議は休憩とし、全員協議会にて行うこととなっていますが、全員協議会が傍聴可能としている以上、こうした運用は煩瑣で不合理であり、引き続き本会議で行

うこととすべきです。

【関連条文】申し合わせ事項（平成2年12月3日）「議員が市長報告に対しての質問を行いたい場合、挙手をし「市長報告に対して質問を行いたいの、休憩をとっていただき、全員協議会に切り替えてもらいたい」旨発言する。この発言を受けて、議長は休憩をとり、全員協議会に切り替えて質問を許すこととする」

2. 情報公開

(1) 議事録の公開の迅速化、未定稿の議員への公開

【理由】 現在の議事録の公開タイミングは遅すぎます。市議会の質疑の答弁は、市政運営の見解・方針の一つと考えられ、かねがね議会事務局より答弁は立法行為に近い重みのあるものだとして、事前通告制の厳重な運用の説明とされています。したがって議会の議論の内容については、立法行為に準じる重みがあるとすれば、その情報が2ヵ月以上経てから公開されるというのは問題ではないかと思えます。

国会では、決定稿は数週間かかるものの、音声記録を直ちにおこした校正稿を未定稿として、議員や国会関係者に限定して配布しています。朝霞市議会も校正稿について、議員の披見しか認めていませんが、校正稿の段階で議員等に複写や配布を認めることを求めます。そもそも校正稿を議員に複写、配布してはならないというルールはどこにも見あたりません。現在の運用は、執行部をおもんばかった議会事務局の逸脱した裁量ではないかと思えます。

また、委員会報告の簡素化のためにも、委員会の議事録の公開の迅速化は必要です。

さらに個々の議員の有権者に対する報告等のためにも参考資料として必要です。

当然のことですが、議事録校正稿を早期公開するにあたっては、みだりに音声記録と異なる内容に修正を求めるようなことをしないなど、議員の側の厳しい自己統制が必要です。

【関連事項】 公開時期に関するものは規定なし。議会事務局の裁量

(2) 傍聴者定員分の議案他資料提供の徹底

【理由】 傍聴する市民は主権者であり、議会の議論が十分に理解できるように傍聴環境を整備する必要があります。その観点から、配布されている議案資料が提供されないということは本末転倒だと考えます。傍聴に定員制を設ける以上、事務局の作業量の上限が明らかなのですから、傍聴資料を提供すべきものだと考えます。

(3) 議員の議案に対する賛否の公開

【理由】 意思決定のための議案の賛否は、市民がいくら主権者であってもできないことであり、議員固有の責務として、有権者は選挙を通じ、議会における議員の行動として付託しているものです。したがって個々の議員が個別の議案ごとに賛否を行った結果については、議会日より、ホームページその他、請求がなくても議会の側から積極的に報告する義務があり、公開するのは当然だと思います。また市議会議員選挙において、現職議員の最も大きな評価判断材料にすべきものだと思います。

(4) 録画のオンデマンド配信

【理由】 市議会の議論について、主権者である市民ができるだけ見ることができる環境を整備すべきです。また議会の議論について、後日検証可能にすることは重要です。議事録の早期公開とも関係しますが、本会議、委員会の議論についてはオンデマンド配信をすべきです。

(5) 議会だよりの掲載事項

【理由】 議案の説明が簡易すぎ、市民には議案の内容がわかりません。議案が何のために必要なのか、何に影響するのか、掲載すべきです。

(6) 議会報告会の開催

【理由】 市議会として、市民に各定例会の審議内容、結果について、毎定例会後に説明会を行うべきです。

(7) 傍聴席数の拡大

【理由】 実際に傍聴者がいるかないかという議論になっていますが、議会が市民を歓迎しているという姿勢を見せるためには、委員会等の傍聴席数の拡大を行うべきです。

(8) 議案・会議資料の事前公開

【理由】 市民に対して執行部提案の議案についてはできるだけ早期に公開し、インターネット上にも掲載すべきです。提出議案として確定した段階で、我々市議会議員に届く前に朝霞市情報公開条例の公開対象の情報となっているはずで、今のように議員に議案を示すことを優先するためだけに議案公開を遅らせることは不合理です。

(9) 会議の原則公開(秘密会とするときだけ特別の判断を求める)

(10) 会議終了後の議案・資料のインターネット上での公開

【理由】 少なくとも、会議終了後の議案など資料については、もはや公開しない理由はないと思います。市議会のホームページで提出された議案・資料、議案に対する各議員の採否など公開すべきです。

(11) 議場の撮影・記録の自由化

議場の撮影・記録については、パソコンによる文字記録、テープレコーダー、ボイスレコーダーなどの音声記録、写真機やビデオカメラなどの映像記録、いずれも全面自由化すべきです。

その中で、部長級以下の執行部職員についての肖像権が問題になりますが、答弁時の撮影についてはやむを得ないのではないかと考えます。

【関連条文】 朝霞市議会傍聴規則、申し合わせ

3. 議員活動

(1) 政務調査費の使途の見直し

政務調査費が活発な議員の調査・市民の政策啓発に活用されるよう、以下の修正が必要です。

① 研修会の参加費について、政党や後援会が開催するものでも、議員活動の資質向上に資するものであれば解禁すべきです。(例：新年度地方財政計画の学習会、介護保険制度の学習会など)

② 調査旅費のうち日当については政務調査費を個人所得に振り替えるもので、費用弁償も廃止された現在、政務調査費から受け取るべきものではなく、支出できる事例から外すべきです。

③ 広報紙の発行への支出について、原則全面区解禁とし、選挙準備活動と見まごうような売名行為に当たらないよう注意喚起に留めるべきです。

【改革の方向】 申し合わせ「朝霞市議会政務調査費使途基準細則」の見直し

(2) 控室の役割の見直し

現在、控室はあくまでも控室という運用がされ、市の非常勤職員として職場環境が整備されていません。また、控室入室者の事務局チェックなど市民と議員を遠ざけようとするシステムが随所にみられます。

議会の政策機能を強化し、市民との関係を強める観点からは、控室について議員の事務室としての役割が強めていく必要があると思います。それを阻害する運用、諸規制は撤廃していくべきと考えます。

(2)-1 控室訪問者の議会事務局のチェックのとりやめ

- 【理由】①主権者としての市民を議会が迎え入れる雰囲気づくりが重要です。
②控室訪問者の対応は会派の責任です。
③残業が多いと聞いている議会事務局職員の業務としては無駄です。

(2)-2 控室の専従者配置制限の廃止

- 【理由】①議員インターンシップの導入の障害です。
②会派の運営については結社の自由にもとづくものであり、会派が自弁したり支援者のボランティアであれば、専従者を置くことを禁止することが適法なのかは疑問です。

(2)-3 控室の退出時刻規定の廃止

- 【理由】①議員が控室利用することを議会事務局にいやがられていると受け止めています。
②この規定の条文は、市民から見れば議員が仕事をしていないという印象を与えます。
③議会事務局への負荷、エネルギー消費などを考え、各議員が自覚をもって退出するように運用すべきです。

(2)-4 事務室としての環境整備を求める権利

【理由】控室は単に議会審議の間の控室、休憩室としての役割だけではなく、執行部側との質問調整、市民からの陳情や意見交換、その他事務等を行うなど積極的な役割が増えつつあり、デスク、いす、書架、電源、インターネット環境の整備について控室使用者全員の同意があつて請求すれば、整備してもらえるものとすべきです。

(3)傍聴者の入口を変更

【理由】現在のように傍聴者と議員を隔離することはやめるべきです。傍聴者入口の階段や傍聴者用トイレが薄暗く、トイレは男女共用であり、問題が多いと思います。議会がもっと市民を歓迎する姿勢を見せる意味から、傍聴者の入口について議会事務局側から入るようにすべきだと考えます。

(4)議員報酬の改善(一時金の職員との同水準化、市職員給与のいずれかに位置づけ)

- 【理由】①今後の議員の人材確保とその資質向上のために、報酬改善が必要。
②一時金の水準が市職員のものと同水準化して近隣他市との均衡を図るべきです。

(5)公費による議員研修への派遣の拡大

県内・都内等で開催される議員資質の向上に結びつく研修を受講するしくみと費用を整備する。

(6)情報機器の整備

【理由】議会活動に文書作成が不可欠であるため、そのためのインフラを整備すべきです。特にプリン

ターの確保は重要です。

(7)議員専用駐車場の縮小・廃止

【理由】会期前、会期後の職員による公用車の移動のための労働力の浪費をできるだけ省く目的で議員専用駐車場の縮小、廃止をすべきと考えます。

(8)妊娠・出産休職など子育てや介護のための環境整備

【理由】他市では20歳、30歳代の議員が増加しつつあり、その中で妊娠出産休暇や、保育所利用のための勤務証明の発行などが新たな問題として浮上しています。朝霞市議会においても議員の妊娠、出産、育児、介護のために休職や環境整備のための制度を整備すべきです。

4. 議会運営

(1)議会運営委員会の1人会派の発言権を明文化

【理由】議会運営委員会は全議員の納得性を形成する場であることから、採決はともかく、オブザーバー議員の発言権については優先劣後があったとしても明確に保障することが必要です。

また、視察を除き、オブザーバー議員に開催が通知されない開会・審査がないようにしていただきたいと思います。視察についても、行き先、内容については情報を共有すべきです。

【関連条文】申し合わせ事項(平成19年4月23日)「議会運営委員会における審査を円滑に行うため、現在の任期中、会派に属しない議員を委員外議員として委員会に出席を求める。」

(2)議会事務局の調査担当者の配置

【理由】議会事務局に政策調査担当者を配置してください。議員立法等で不可欠になると思います。

(3)議長選挙の改革 立候補制と所信表明演説の実施

【理由】市議会議長選挙にあたっては、議長の識見と意欲を確認する必要があります。本会議場で、立候補制とし、立候補者による所信表明を行うようにすべきです。

なお、先の初議会で事務局長が、地方自治法ならびに公職選挙法に違反することを指摘し、議事が混乱しましたが、根拠がないことを指摘しておきたいと思います。

(4) 会派綱領や会派結成理由の提出とホームページの公開

【理由】会派不要論もありますが、私は議会が多数決原理で動いていること、市民にとって議員集団をわかりやすく把握するためにも、政党または会派が存在することについて、もっとポジティブにとらえるべきだと思っています。

しかし朝霞市議会の会派は国政政党の枠組みと異なり、国政政党と連なる一部の会派以外は、市民にとって理解されていません。

会派は議会の運営の様々な場面で重要な役割を担っており、役職の配分、意見集約や投票行動において重要な機能を担い、公的な責任が少なくない存在です。したがってもっと市民に各会派がどのようなものであるか理解される必要があると思います。それぞれの会派の綱領や結成理由、所属議員について届出を求め、ホームページ等での公開をすべきだと考えています。

(5)人事案件を除く無記名投票採決の禁止

【理由】議員の議案への賛否は、市民の付託にこたえて行っているものであることから、固有名詞のあがる人事案件を除き、無記名投票は採用すべきでないと考えます。

(6) 議会事務局職員の人事評価者の明文化

(7) 議会事務局職員の人事交流

【内容】議会事務局職員を他市議会事務局と人事交流させ、業務の能力開発を行っていくことが必要です。

(8) 懲罰委員会の運用の透明化

【理由】本来、自由で民主主義な国において懲罰は罪刑法定主義にそった運用がされるべきだと思います。しかし現在の朝霞市議会の懲罰については、何が懲罰に値するのか、懲罰動議がかかった場合にはどのような手続きが進行するのかが不明です。近年、幸いなことに懲罰が運用されることはありませんが、懲罰特別委員会の運用について、朝霞市議会として具体的な運用について想定し、運営方法などについてシミュレーションしておく必要があると考えます。とくに 11 人の定数の選出基準について整理が必要です。

【改革の方法】

【関連】市議会委員会条例第 5 条第 2 項（懲罰特別委員会の定数）

(9) 議員名のホームページ公開の改善

他市にならい、会派ごとに固めて紹介すべきと考えます。

(10) 会派代表者会議について、無所属・1 人会派の発言権を保障

【理由】議会運営委員会と同様ですが、無所属・1 人会派議員の合意形成も重要なことから、発言権を公式に認めるべきです。

【関連条文】申し合わせ（昭和 63 年 12 月 6 日）「無所属議員の代表者会議への出席はオブザーバーとして認め、発言は許可しない」

5. 対行政

(1) 予算編成過程の公開

予算案は内容が膨大であり、しかも予算案については議会の修正権が解釈上制限されている上に、予算案の提示は 3 月定例会の開催日の 5 日前で、十分に内容を吟味する時間として不足気味な状況です。予算案については、出されたものに議員として賛成するか反対するかの態度表明するだけになっています。

本来、予算案は執行部が市民や議会と執行部がコミュニケーションを取りながら編成されるべきもので、執行部が一方的に作成・提示するものではないはずです。他市においても予算編成過程の公開が進んでいることから、予算編成の早い段階からの編成過程について公開し、議案として提案される段階では新年度予算案について十分に内容が把握できているようにすべきです。

最も難しい予算編成である国においても、財務省概算要求基準の提示、各省概算要求、予算内示など段階を追って予算編成過程が公開されており、それに応じて、国民各層、議会と予算調整が行われています。

(2) 市長の反問権

【理由】議員の資質を上げることと、市長の防御権として必要だと考えます。

(3) 議会による行政評価の実施

IV. 改革の進め方

議会改革特別委員会のあり方について、1人会派・無所属議員4人が全員確実に参加できる体制であれば、どのような形でもよいのではないかと思います。

しかし、一方で全員で改革について議論し続けることは、技術的にも困難ですし、全員に改革の拒否権を与えることとなります。したがって、改革委員会に理事会を設置し、会派代表と1人会派・無所属議員による理事で、改革の原案作成する討議を重ねるべきではないかと思います。明らかに問題が予測されるもの以外、できるだけ多くの改革が実現されるためには、多少の反対を乗り越えていく仕組みが必要です。

改革のやり方については、今回、各議員から提案される改革案についてすべて整理し、市議会議員の任期満了の半年前までに順次、改革を実現しながらじわじわと改革が実現されるようにしていくのがよいのではないかと思います。

具体の改革案については、議長が各会派、各議員、関連する課題に取り組む市民などと積極的に意見交換をし、議長提案として、特別委員会の審議に付した方がまとまりやすいし、違う意見があれば修正をかけていけばいいのではないかと思います。

また改革を進めていく中で新たな改革すべき課題が浮上してくる可能性が高くあります。そうしたものについては、今回に限らず、議長には課題収集を行う機会を適宜設けていただきますようお願いいたします。